

いじめ防止等のための基本的な方針

諏訪市立諏訪中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。また、生徒の集団の中にいじめがあるということは、いじめを受けた生徒だけの問題ではなく、いじめを行った生徒、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見てみぬふりをしたりした生徒を含むすべての生徒の心身の健全な発達の大きな妨げとなる。

そのため、いじめ問題への取組は、すべての生徒を対象に、それを取り巻くすべての学校の教職員、保護者、地域の皆さんが自らの問題として切実に受け止め、一枚岩となって徹底して取り組むべき重要な課題である。

諏訪市では、「子どもの心の変化を見逃さないためのメッセージといじめチェックリスト活用をお願い」を保護者向けに、「いじめをなくすために皆様のお力をお貸しください～子どもの心の変化を見逃さないためのメッセージ～」(平成24年9月10日)を地域の住民に発信した。また、本校を含む諏訪市四中学校生徒会が中心になって「諏訪市中学生未来創造宣言」(平成24年12月7日)をつくり、宣言文を発表し、いじめ問題に取り組むことを決意した。

こうした経緯を踏まえ、本校ではここに定めるこの基本的な方針をもとに、すべての生徒が毎日安心して学習やその他の活動ができるよう、学校や家庭、地域その他の関係者が連携し、学校や地域の実情に応じた具体的かつ実効のないいじめ問題への取組を計画・立案、展開し、さらに実効性が高まるようにするために検証・見直しを行い、いじめ防止などの対策を行うものとする。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布より)

学校では、上記「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認したりするなどして複数の教員で行う。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とする。その際、「いじめ」という

言葉でくくることなく、具体的な行為と生徒の気持ちを結びつけることが重要であると考える。

(2) 見えにくいいじめ

いじめの行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などがある。これらは行為だけ見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」、日常によくあるトラブルである。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されたりすることで、いらいだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感がつのり、精神的に追い込まれていくことにつながっている。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、警察に通報する必要がある事案にエスカレートしていく危険性もある。

いじめは大人の目の届かないところで行われることが多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけやよくあるトラブルと判断して見逃してしまったりすることがしばしばある。さらに、「いじめは簡単には解決されない」「解決が不十分だとよけにいじめがエスカレートすることもある」と生活経験から感じている生徒もおり、自分からいじめを訴えないことも少なくない。

いじめを受けた生徒や周囲の生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、目えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていくことが必要となる。

(3) いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられる。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合がある。

- ①生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動の中で、満足感や達成感を十分味わえていない。
- ②直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ③心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対に許されない」といった規範意識が育ちにくい。
- ④生徒の情報端末機の所持率の上昇に伴い、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる事案が増加。ネット上のいじめへの対策が急務。

3 本校および本校職員の責務

- (1)すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努める。
- (2)生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。

- (3)生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努める。
- (4)いじめが起きたときは、いじめを受けた生徒の心身の安全を第一に、生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、関係機関が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの多くは学校で発生するため、まず、学校や教育委員会が取り組むべき教育課題である。しかし、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせない。生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人が関わり、社会全体で生徒を見守っていくことがいじめ防止につながると考える。

(1) いじめを未然に防ぐために

学校では、次のような視点を大切にし、いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりを進める。

- ①生徒が充実感や自己有用感を感じられる授業をはじめとする教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ②生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子はひとりもない」ことの理解を促す。
- ③生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する。
- ④生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。

(2) いじめの早期発見

学校、家庭、地域の大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒を見守り、次のような点を大切に、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をする。

- ①いじめは見えにくいことを認識し、ささいな兆候であっても「報告・連絡・相談」を大切に積極的に認知する。
- ②学校は、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知等により、生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ③相談しやすい環境をつくるために、教職員と生徒・保護者の信頼関係の構築をはかるとともに、生徒が相談することの大切さに気づけるようにする。
- ④学校は地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では、学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。

(3) いじめに適切に対応するために

学校でいじめがあることが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をすることが大切である。そのため、学校では「いじめ防止対策マニュアル」の充実を図り、関係する生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員

が共通しておく必要がある。

また、学校の取組の充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには、保護者の理解と協力が欠かせない。さらに、事実によっては、心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も必要となる。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしておくことが大切である。

5 いじめの防止等のための対策

(1) いじめ不登校に対する心構え

「いじめ」に対しては、断固たる態度で対処する。「いじめは、許さない。」いじめは、教職員の見ているところでは起こりにくい。従って、いかに教職員が高いアンテナを張れるかも大切なポイントである。また、頭越しの否定では何も生まれない。心をじっくりと耕することが大切である。その為にも、1時間1時間の授業の中、給食や清掃活動の中など全ての活動の中で「いじめ」の悲しさや切なさを語り、いじめを許さない心を育てていくことが大切である。

「不登校」に対しては、誰にも何処でも起こりうるものであると捉え、多くの教職員が保護者と相談を密にしながら支援していく必要がある。担任の対応だけでなく、担任が主体となって、関われる職員とともにいくつかの改善策を模索していくことが大切である。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

ア いじめ防止・不登校対策委員会の設置

「いじめ防止・不登校対策委員会」は、学校長と生徒指導主事ほか全職員とPTA会長によって組織し、下記のようないじめ防止等の取組を実効的に行う。

- ①学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成。
- ②学校のいじめ防止基本方針のPDCAサイクルでの検証、必要に応じた見直し。
- ③生徒、教職員、保護者等のいじめ相談・通報の窓口。
- ④いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有。
- ⑤いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的対応の中核。

また、「いじめ防止・不登校対策小委員会」を学年職員、生徒指導主事、生徒相談主任によって構成し、事案への対応策・改善策を協議・実践する。事案の状況に応じ、関係の深い部活動顧問や教科担任を構成員に追加するなど、柔軟に拡充を図る。

イ いじめ防止・不登校対策委員会の動き

- ①「いじめ・不登校」を発見したら、担任と生徒指導主事、生徒相談主任へ報告

↓

- ②各学年単位で「いじめ防止・不登校対策小委員会」を設置し改善策を協議・実践
※小回りの効くこの小委員会を基本に機能を果たす。

↓

- ③学校長、PTA会長、全職員への事案の報告・対応検討

(3) 学校の取組

学校は、本「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下、「いじめ防止等基本方針」という）を基に、校長の強力なリーダーシップのもと「いじめ防止・不登校対策委員会」を中核に職員が共通理解し、保護者の協力を得たり、学校の設置者や関係機関等と連携したりして、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進する。

(4) 策定した「いじめ防止等基本方針」の扱い

学校は、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組の年間計画等を「いじめ防止等基本方針」として定める。

「いじめ防止等基本方針」は、学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進める。

また、「いじめ防止等基本方針」に定めたいじめ防止等の取組が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うようにする。なお、学校のいじめ防止等の取組を円滑に進めるためには、策定や見直しにあたって、保護者や地域の方の参画を図ったり、生徒の意見を取り入れたりすることが有効であるとする。

(5) 未然防止の取組

学校では、すべての生徒を対象に、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にする態度を養う。また、生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育むことも必要であるとする。

ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

(a) 日々の授業の充実

- ①三観点“ねらい、めりはり、見とどけ”を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着。
- ②「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり
- ③思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳の学習の工夫。

(b) 生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

- ①相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考え方を伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定。
- ②生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。

(c) 体験活動の充実

- ①生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫。
- ②多様な価値観を認めあったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫。

(d) 職員の研修

- ①教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開
- ②いじめ防止等に係る教員のスキルアップを図る研修、子どもの理解等についての保護者と合同の研修の実施

イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ①「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等の保護者や地域への発信。全校集会やPTAの会合、地区懇談会での周知。
- ②人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけ。
- ③保護者や地域とともにいじめ防止等の取組を考え合う機会の設定。

ウ 生徒のいじめ防止のための主体的活動の活用

生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動への支援。

(6) 早期発見の取組

学校の教職員は、日頃から生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えるよう努める。また、いじめの可能性のある事象を発見したり、情報を得たりした場合は、一人で判断することなく、「いじめ防止・不登校対策小委員会」や学年会などと情報を共有し、複数で判断する。

ア 日常活動を通した早期発見

- ①生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする、共に過ごす時間の確保。
- ②日記や生活記録を通した対話による生徒の気持ちの変化の把握。
- ③学年会や教科会での情報交換。
- ④個別懇談など、生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

イ 相談体制の充実

- ①生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫や、校外相談窓口の周知。
- ②相談室への職員の配置、保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫。
- ③スクールカウンセラーの積極的な活用。
- ④教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての生徒との計画的な相談を実施。
- ⑤校内の「いじめ防止・不登校対策小委員会」を中心とした確実な情報共有。

ウ アンケートやチェックリストの活用

- ①アンケートによる生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握、面談の実施。
- ②生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、困り感についての現状把握。
- ③チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検。
- ④保護者向けアンケート・チェックリストを活用した家庭での早期発見の協力依頼。

(7) いじめへの対応

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保した上で、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止・不登校対策小委員会」を中核とした組織的対応をする。そのため、自校の「いじめ防止対策マニュアル」の充実を図り、全職員が組織的対応の仕方を共通理解しておく必要がある。

- ①見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解。
- ②支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定。
- ③全体像の把握（事実確認）・いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聞き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等のポイントの共通理解。
- ④いじめられた生徒、保護者への支援・必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、生徒に寄り添い支える体制づくり等。
- ⑤いじめた生徒への指導と保護者への助言・事実と気持ちの聞き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に理解を示しながらも毅然とした指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかわりの継続等。
- ⑥いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解。
- ⑦学校の設置者（教育委員会）への報告、保護者への連絡と連携した支援・指導
- ⑧必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制構築。

(8) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の上昇に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉棄損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対するマニュアルを整備することも進めていく。

- ①未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
- ②生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ③不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

(9) その他

ア 教員が生徒と向き合う時間の確保

学校では教員が生徒と向き合い、共に過ごす時間を確保するため、教員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えたり、仕事の内容を整理したりするなどして、校務の効率化に努める。

イ 学校評価や教員評価の取り扱い

- ①学校評価でいじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。
- ②教員評価で、いじめ問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

6 本校の具体的な取組

(1) 「いじめ」の起きにくい環境作り

いじめ防止対策マニュアル（別紙）に基づき、予防とともにいじめの芽を発見し指導する。

- ① **互いの違いや良さを認めあえる人間関係**づくりを積極的に行う。
 - ・人権教育係が提案する「いじめアンケート」、生徒会：校風委員会が実施するアンケート調査を活用
- ② 朝読書の充実（8：15～8：25 10分間 自分の心と向き合う時間）
- ③ 各学年、学級での道德教育を基にした「心の教育」の実践
- ④ 家庭への啓発
 - ・朝の送り出しを大切にする（一言メッセージの実行）
 - ・あなたは私の「宝」というメッセージを常に発信する。
 - ・子どもとの会話を大切にする環境作り（共に安心できる場作りへの努力）
- ⑤ 「整えられた教室、温かな雰囲気のある教室では『いじめ』は起きにくい」という考え方を大切にした環境整備。
 - ・自分の机の横にカバンを掛けない。
 - ・ロッカーの上に私物を置かない。
 - ・掲示物の掲示方法や欠席者の机上（配布物）への配慮。
 - ・教室横や前のロッカーを、ファイルや学級所有物保管場所として整頓して使い、教室環境を常に考えながら生活できるようにする。
 - ・退校前の教室整理確認等を行い、朝、気持ちよく生徒が登校できるようにする。

- ⑥ 校風委員会で取り組んでいる「人権週間」での意識の高揚を大切にしながら、普段の生活の中で「いじめの始まりはいつも悪口・陰口」であることを職員だけでなく生徒にも自覚させていき、日頃の会話の中から人権感覚を身につけさせていく。

(2) 不登校生及びその保護者との対応

不登校生との絆を作るためには、不登校を責めるのではなく、何気なく心配している心を伝えることが肝要である。保護者、本人の状況を見ながら登校刺激を与えたり、または逆にエネルギーが貯まるまでの時間を待ったり、学校外の支援者への橋渡しをしていく。

不登校生の家庭からは「学校からの声かけが多過ぎる」という不満はほとんどなく、「声かけが少ない」ことを寂しく思う例が多いので、学級生徒に連絡物等を渡しに行ってもらえることが多くなっても、定期的に連絡を取っていく。

また、市こども課、民間支援団体、スクールカウンセラー、保健室等と連絡を密に取り、当該生徒の最新の心境に心を配っていく。

7 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携した取組

いじめ防止等の取組は、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関、関係団体とが連携して様々な取組を工夫することが有効であると考ええる。

(1) 保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間環境の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育むことを大切にする。また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要であると考ええる。

- ア 日頃から子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。
- イ 子どもとともに過ごす時間を大切に、子どもを理解するとともに、子どもの変化に気付くよう努める。
- ウ 基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルールの方策など、家庭におけるルールづくりに努める。
- エ 学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、普段から学校とコミュニケーションをとるように心がける。

(2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携

- ア PTA活動によるいじめ防止等の取組の推進。
- イ 地域の人材の学校教育活動への参画。また、生徒と家庭や地域の多くの大人が接するような取組の学校教育計画への位置づけ。
- ウ 公民館活動や青少年健全育成事業への生徒の積極的な参加。
- エ 学校とこども課が連携した生徒の状況把握。

(3) 関係機関・関係団体との連携

- ア 児童相談所や警察など関係機関、医療機関、地方法務局、教育委員会、子育てや福祉に係る機関との情報交換等日常的な連携。
- イ 生活安全課の協力による防犯教室などの実施。
- ウ 外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用。

8 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要である。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当する期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査をする。
- ※その他、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(1) 学校の対応

学校は、重大事態が発生した場合、学校の設置者に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をする。そのため、学校は『学校危機管理マニュアル作成の手引き』（長野県教育委員会 平成24年1月）等を参考にし、学校危機管理マニュアルを整備する。

- ①事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「いじめ防止・不登校対策小委員会」を中核とし、対応チームを組織。
- ②関係生徒への事実確認と関係生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援、指導。
- ③関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築。
- ④いじめられた生徒の安心・安全の確保
「あなたは悪くはない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続する。
- ⑤いじめた生徒への指導
いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導を重ねていく。健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続する。

(2) 学校の設置者又は学校の対応

ア 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、学校は速やかに学校の設置者に報告する。学校の設置者は次のように地方公共団体の長等に報告する。

学校	設置者（学校の報告先）	設置者の報告先
県立学校	国立大学法人の学長	文部科学大臣
県立学校	県教育委員会	県知事
市町村立学校	市町村教育委員会	市町村長
私立学校	私立学校法人	県知事

イ 重大事態の調査

学校の設置者は調査の主体を判断し、学校の設置者又は学校の下に、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

(a) 調査の主体の判断

今までの経緯や事案の特性、いじめられた生徒の保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断する。学校の教育活動に支障が生じるおそれのある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断したような場合は、学校の設置者が調査の主体となる必要がある。

(b) 調査組織

- ①調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性、中立性・客観性を確保する。
- ②学校が調査の主体となる場合は、「いじめ防止・不登校対策委員会」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加える。また、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ③県教育委員会では、公立学校又は市町村教育委員会における調査組織の設置について指導・助言するとともに、専門的知識及び経験を有する者の候補者について情報提供する。

(c) 調査の実施

- ①調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することである。
- ②因果関係の特定を急がず、アンケート調査、生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にする。
※いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか。いじめの背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか。学校教職員はどのように対応してきたか。

- ③調査の主体（学校の設置者又は学校）は調査組織による調査に全面的に協力し、事実をしっかり向き合うことが重要である。
- ④生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施することが必要である。亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指す。背景調査については、「国の基本方針」（自殺の背景調査における留意事項）を十分配慮したうえで、「子どもの自殺が起きたときの調査指針」（平成23年3月 生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

ウ 調査結果の提供及び報告

(a) いじめを受けた生徒や保護者への情報提供

- ①学校の設置者又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明する。そのため、いじめられた生徒及びその保護者との定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことが必要である。
- ②関係者の個人情報に十分配慮することが必要である。ただし、その保護を理由に説明を怠ることがないようにする。

(b) 調査結果の報告

学校の設置者又は学校は、調査結果について(2)ア「重大事態発生の報告」のように報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果に添える。

エ 調査結果を踏まえた措置

学校の設置者は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援する。

(3) 地方公共団体の長等による対応

(2)ウ(b)「調査結果の報告」を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査の主体は次の通り。

学校	設置者（学校の報告先）	設置者の報告先
県立学校	国立大学法人の学長	文部科学大臣
県立学校	県教育委員会	県知事
市町村立学校	市町村教育委員会	市町村長
私立学校	私立学校法人	県知事

ア 再調査

- ①地方公共団体の長等は、付属機関を設けて調査を行う等の方法で再調査を行う。
- ②調査する機関の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性、中立性・客観性を確保する。
- ③従前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、(2)イの調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することもある。
- ④再調査の主体は、いじめを受けた生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

- ①公立学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、地方公共団体の長は、その結果を議会に適切に報告する。
- ②地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- ③「必要な措置」としては、首長部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

9 事後の取組に対する検証・見直し

- (1) 「いじめ防止等基本方針」や「いじめ防止対策マニュアル」等、いじめ防止の取組については、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価および保護者への学校評価アンケートを実施（12月）し、いじめ防止・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。